第２７回対策本部会議において決定した市の対策・対応及び感染症対策関連の情報提供について

（令和３年３月２４日１４時３０分現在）

１　対策本部会議において決定した対応・対策

（１）市民図書館の開館時間について

アビスタ本館の開館時間を令和３年３月３０日（火曜）から午前９時３０分から午後８時までとする。（通常の開館時間）

（２）今後の本部会議について

国や県の対策・対応の状況により開催を検討する。緊急的な対応が必要な場合は、臨時本部会議で対応する。

２　感染症対策関連の情報提供

（１）市内感染者の発生状況について

感染者の発生状況については、別添資料１「感染者の発生状況について」を参照。

（２）ワクチン接種体制等確保事業の実施計画の概要

ワクチン接種の実施計画概要については、別添資料２「新型コロナウイルスワクチン接種体制等確保事業の実施計画の概要」を参照。

（３）その他

緊急事態宣言解除に伴う、千葉県の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請への対応等については、３月１９日（金曜）に開催した対策本部臨時本部会議と同様の資料で報告を行った。

なお、千葉県は、令和３年３月２４日、事業者への時間短縮、イベント等の開催にかかる４月１日以降の協力要請について、別添資料３「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について（令和３年３月２４日千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部）」のとおり報道発表を行った。

※午後８時３０分千葉県健康福祉部健康福祉政策課政策室よりメールを受信。

資料１

感染者の発生状況について

１．月別感染者の発生状況

市全体の感染者数（無症状病原体保有者含む）は、３月２３日現在で６０８人となっている。

月別感染者数は、２月６４人、３月２３日現在で１５人と減少している。

（１）月別感染者数（Ｒ３．３月２３日現在）

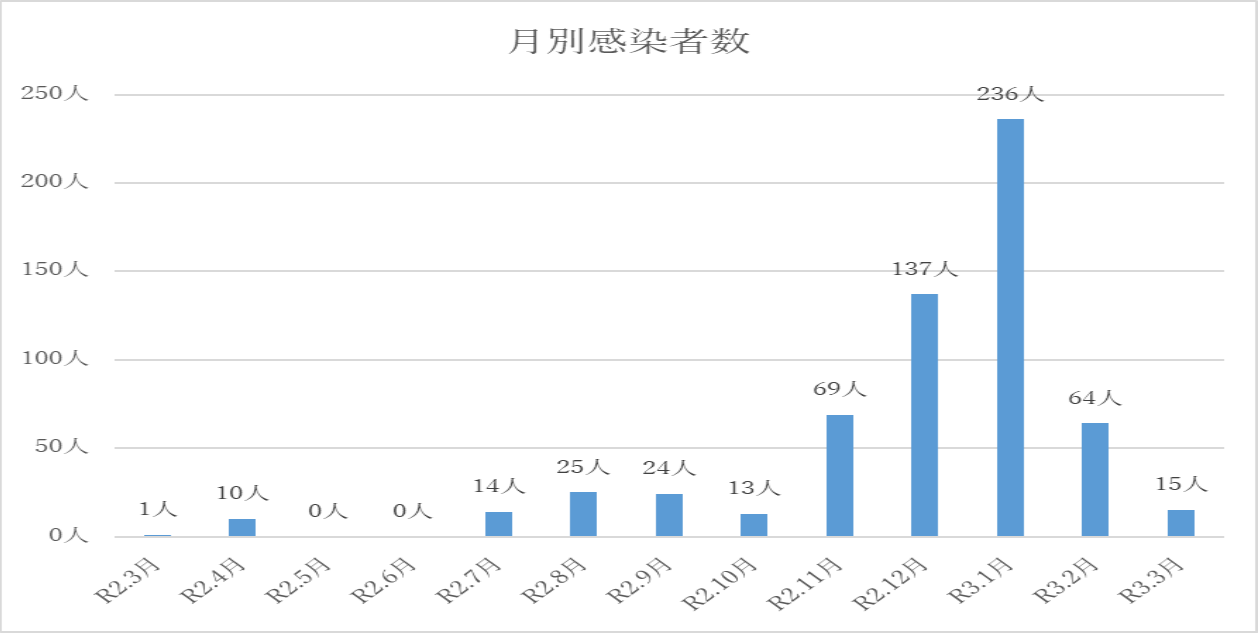

（２）感染者数７日間平均（Ｒ３．３月第３週まで）

感染者数の７日間平均では、最も多かった１月１８日の週をピークに減少している。

（３）感染経路別感染者数の推移（Ｒ３．３月２３日現在）

感染経路別では、感染者数の増加により調査中・不明・発表なしが多い状況にある。
３月は現時点でクラスターの発生はありません。

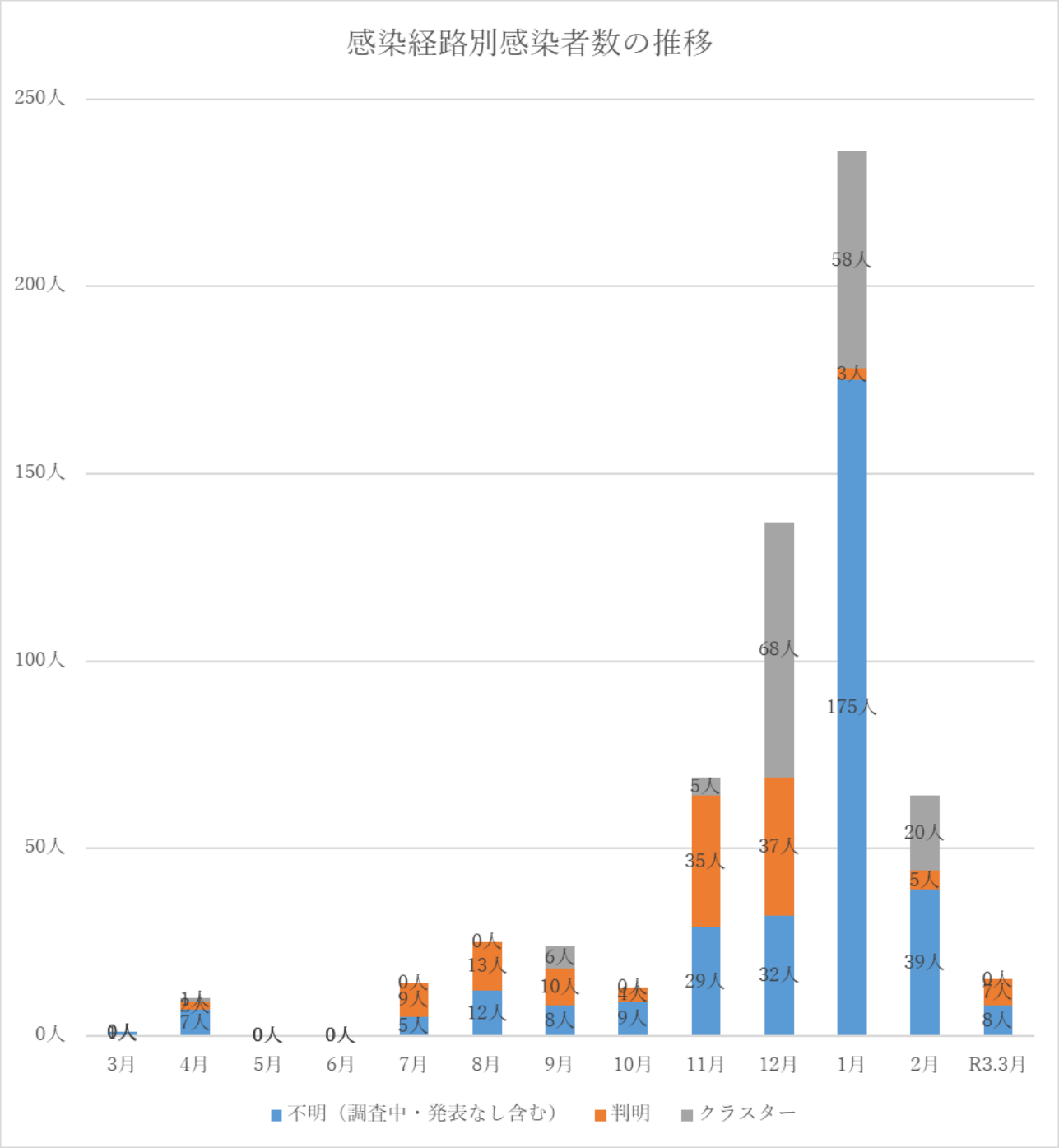

２　男女別発生状況（Ｒ３．３月２３現在）

男女別の感染者の発生状況は、男性の占める割が高い傾向にある。

男性	３４２人	５６．３％（５７％）
女性	２６６人	４３．８％（４３％）

※カッコ内は前回、令和３年２月末現在の割合

３　年代別感染者数の割合　（Ｒ３．３月２３日現在）

年代別では、５０代、６０代が多い。

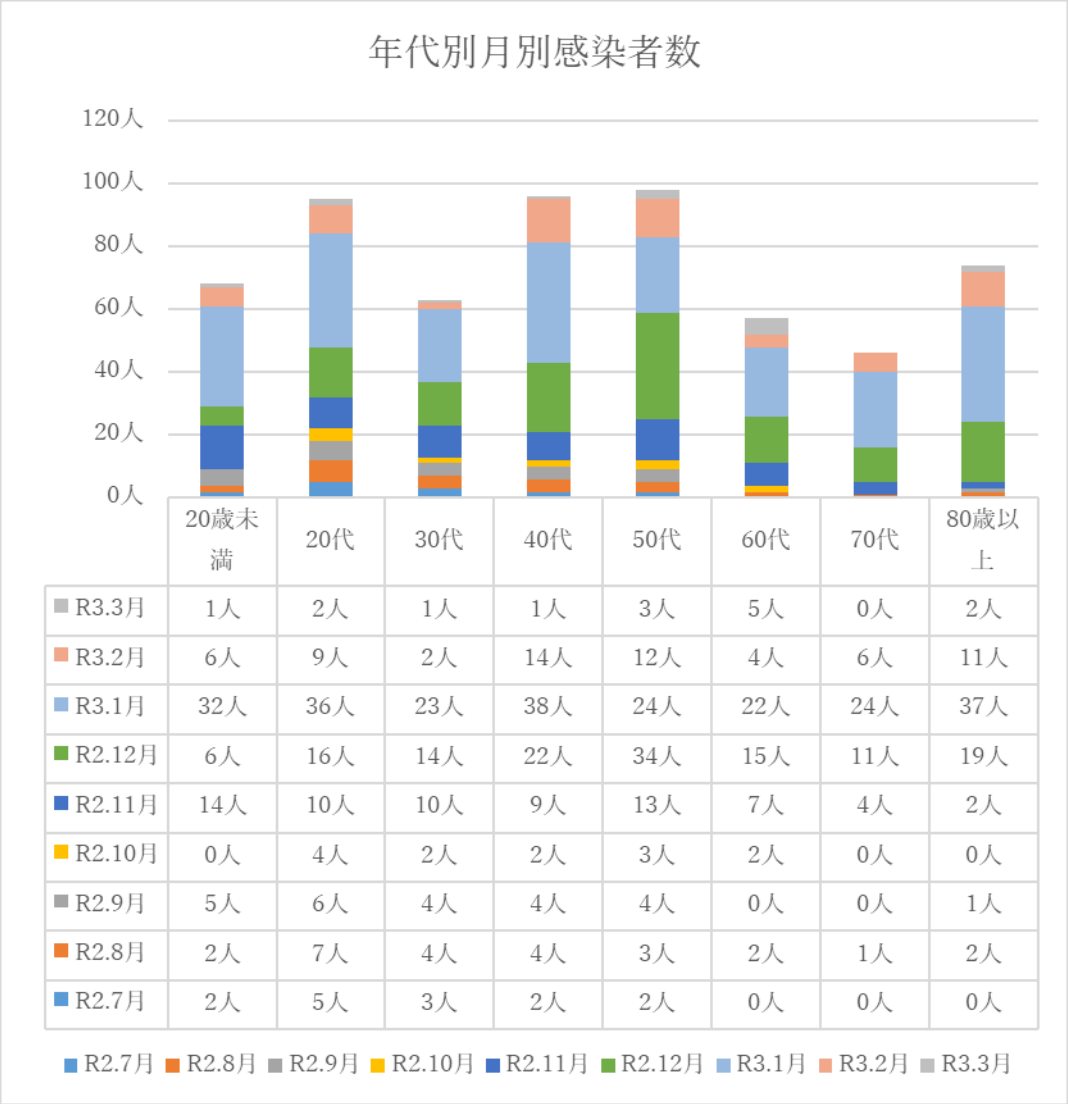

	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
R3.3月	1人	2人	1人	1人	3人	5人	0人	2人
R3.2月	6人	9人	2人	14人	12人	4人	6人	11人
R3.1月	32人	36人	23人	38人	24人	22人	24人	37人
R2.12月	6人	16人	14人	22人	34人	15人	11人	19人
R2.11月	14人	10人	10人	9人	13人	7人	4人	2人
R2.10月	0人	4人	2人	2人	3人	2人	0人	0人
R2.9月	5人	6人	4人	4人	4人	0人	0人	1人
R2.8月	2人	7人	4人	4人	3人	2人	1人	2人
R2.7月	2人	5人	3人	2人	2人	0人	0人	0人

資料１　新型コロナウイルスワクチン接種体制等確保事業の実施計画の概要

資料２

令和3年3月19日付 事務連絡　新型コロナウイルスワクチンの接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者の範囲について より抜粋

● これまでの議論を踏まえると、接種順位、対象者の範囲・規模について、現時点では以下のように想定される。

接種順位の上位に位置づける者の規模の推計（万人）

赤枠内我孫子市対象者数・実施(予定含む)

市内医療機関は3月中旬から順次開始

※　供給量等を踏まえ、各グループ内でも年齢等により、更に順位が細分化されることがある。

医療従事者等	約４７０	4,000人
高齢者	約３６００	42,110人 内訳：75歳以上23,867人 65歳～74歳18,243
基礎疾患を有する者	約１０３０	4,440人
高齢者施設等の従事者	約２００	2,000人
60～64歳	約７５０	5,968人
合計	約６０５０万人	本市合計 58,518人

医療従事者等への接種（※１）

高齢者への
クーポン配布

【発送予定日】
75歳以上：4月5日
65～74歳：4月21日

高齢者への接種（※２）

4月に本市に配分されるのは約960人分で、65歳以上高齢者の約2%分。
配分量が非常に少ないため、市内の高齢者施設入所者を中心に接種し、ワクチンが安定して配分されるようになり次第高齢者の接種を開始。

接種体制：医療機関での接種(個別接種)を中心
予約方法：開始当初はインターネットか
市コールセンターへの電話
我孫子市新型コロナワクチン接種コールセンター
☎0570-000-981(平日9:00~17:30)

高齢者以外への
クーポン配布

【発送予定日】
未定

基礎疾患を有する者
（高齢者以外）への接種（※３）

高齢者施設等の従事者への接種（※４）

60～64歳の者（※５）

16歳以上59歳以下58,902人
※薬事承認されているファイザー社ワクチンは16歳未満14,191人対象外

上記以外の者に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ順次接種

※1　予診票の様式で確認
- 新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。以下同じ。）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）
- 医療従事者については市町村からのクーポン配布によらずに接種できる仕組みを検討中

※2　予診票の記載で確認
- 令和3年度中に65歳以上に達する人
- ワクチンの供給量・時期等によっては、細分化が必要な場合がある

※4　勤務先の施設が発行する証明書で確認
- 高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）において、利用者に直接接する職員（市町村の判断により、一定の居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者も含まれる。（一定数））

※5
- ワクチンの供給量による

※3　予診票の記載で確認（自己申告）

1.　以下の病気や状態の方で、通院／入院している方
   1. 慢性の呼吸器の病気
   2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
   3. 慢性の腎臓病
   4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
   5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
   6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
   7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
   8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
   9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
   10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
   11. 染色体異常
   12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
   13. 睡眠時無呼吸症候群
   14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
2.　基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

報道資料

千　葉　県

CHIBA

Chiba Prefectural Government

令和３年３月２４日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和３年３月１８日、県では、新型コロナウイルス感染症の対策について、３月２２日から３月末までの協力要請等の内容を決定したところですが、この度、県内の感染状況等を踏まえ、４月１日以降の要請等を以下のとおりとすることとします。
なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

１　基本的対処方針の概要　≪変更なし≫

○　これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。

○　緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とする。

○　再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や、公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、迅速かつ適切に取組の強化を図るものとする。

２　県における基本的な考え方　≪変更なし≫

①　国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
②　対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。
③　再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、迅速かつ適切に取組の強化を図る。
④　県一丸となって感染防止対策に取り組むこととし、地域は千葉県全域とする。

３　新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について　【第２４条９項】

≪内容の変更、期間の延長≫

（１）県民の皆様へ

○　年度始め等に行われる行事等の注意　～歓送迎会などは自粛～

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる花見及びこれに類するものは、親族等での集まりも含めて、自粛してください。花見時期における、県管理の屋外施設での宴会等は、自粛をお願いします。

入学式等の行事は、感染防止策を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保するなど、適切な開催方法を検討してください。

特に、より多くの人が集まる行事、例えば大学の入学式は、適切な開催の在り方を慎重に判断してください。

○　不要不急の外出自粛を徹底　～昼夜を問わず、徹底！～

日中も含め、不要不急の外出・移動は自粛してください。特に、２１時以降の不要不急の外出の自粛を徹底してください。

また、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えてください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

○　基本的な感染対策を徹底　～会話するときはマスクを着用～

「３つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「１０のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「５つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※　上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「１０のポイント」

URL:　https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf

「新しい生活様式の実践例」

URL:　https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf

「感染リスクが高まる「５つの場面」」

URL:　https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti32.html

○　飲食時の注意　～昼夜や場所を問わず黙食・少人数で～

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

換気が良く、座席間の距離も十分で、適切な大きさのアクリル板も設置され、混雑していない店を選び、食事は短時間で、深酒をしないようにお願いします。

○　カラオケの利用の際の注意　～マスク等の着用を～

カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認し、歌唱中のマスク等の着用、マイクの都度の消毒など、対策の徹底をお願いします。

また、適切な換気等、お店から求められる感染防止策に協力してください。

（２）イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ

○　イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「３つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。

○　催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「３つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。

期間：令和３年４月１８日（日）まで

○　開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。

・　収容定員が設定されている場合は
「５，０００人又は収容定員の５０％のいずれか大きい方」又は「１０，０００人」のいずれか小さい方。

・　収容定員が設定されていない場合は「１０，０００人」。

期間：令和３年４月１９日（月）から当面４月３０日（金）まで
※５月１日（土）以降については、延長する可能性があります。

○　開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。

・　収容定員が設定されている場合は５，０００人又は収容定員の５０％のいずれか大きい方

※　上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:　https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html

（３）事業者の皆様へ

①　県内全域の「飲食店※1」・「遊興施設※2のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様へ

期間：令和３年４月２１日（水）まで

○　「２１時から５時」は営業しないでください。

○　酒類を提供する場合は１１時から２０時までとしてください。

※１　飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。
食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※２　ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

○　業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。
特に、以下の事項に留意してください。

・　徹底した換気を行ってください。
※　例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありえます。
※　機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30 分に１回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。

・「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安１～２ｍ）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽版（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。

・　店内での会話の声が大きくならないよう BGM の音量を最小限にするなどの工夫をしてください。

・　店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。

・　店舗入口及び店内に、「食事中以外はマスクの着用をお願いする」「発熱や咳などの異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく」旨を掲示してください。

※　全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。
※　申請方法、必要書類については、別途、発表しますが、協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

② 県内全域の事業者等の皆様へ

○　職場への出勤は、外出自粛等の要請対象からは除かれるものですが、「出勤者数の７割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進してください。

○　２１時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、２１時以降の勤務を抑制してください。

○　職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。

○　職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等）や、「３つの密」や「感染リスクが高まる「５つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意す

るよう、周知してください。

○　街頭の電飾などのイルミネーションは早めに消灯するようお願いします。

○　飲食につながる会合は、自粛してください。

○　職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン※が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。

○　機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30 分に 1 回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。

○　取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※　業種別のガイドライン
（内閣官房ホームページ）https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf

※「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」
（千葉県ホームページ）
https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html

※「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の５つのポイント～」
（千葉県ホームページ）
https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti32.html

４　特措法に基づく要請とあわせたお願いについて　≪期間の延長≫

（１）飲食店以外の施設の皆様へ

期間：令和３年４月２１日（水）まで

①　対象：運動施設又は遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）

○　「２１時から５時」は営業しないでください。

○　酒類を提供する場合は１１時から２０時までとしてください。

○　業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

○　収容人数が５，０００人を超えるような大規模施設にあっては、イベントの開催制限と同様の上限人数としてください。

②　対象：遊興施設※（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、物品販売業を営む店舗（1,000 平米超・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く）、サービス業を営む店舗（1,000 平米超・生活必需サービスを除く）

○　「２１時から５時」は営業しないでください。

○　酒類を提供する場合は１１時から２０時までとしてください。

○　業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

※　ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、お願いの対象から除きます。

（２）イベント主催者の皆様へ

期間：令和３年４月１８日（日）まで

○　イベントの開催時間を２１時までとしてください。

５　その他の事項　≪変更なし≫

①　「ＧｏＴｏイート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけを継続します。（当面の間）

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

※ 食事券の利用期限は６月３０日までとされています。

②　「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止を継続します。（当面の間）

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

宿泊優待券の利用期限は「令和３年６月３０日チェックアウトまで」です。

【問い合わせ先】

下記以外

取材対応：　健康福祉部健康福祉政策課　TEL０４３－２２３－２６３０

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口　TEL０４３－２２３－４３１８

飲食店の営業時間短縮に関すること

取材対応：　健康福祉部健康福祉政策課　TEL０４３－２２３－２６３０

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口　TEL０４３－２２３－４３１８

ただし、協力金の申請手続に関すること

取材対応：商工労働部経済政策課　TEL０４３－２２３－２７０９

一般問い合わせ（専用コールセンター）　TEL０５７０－００３－８９４

Go To　イートに関すること（５①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課　TEL０４３－２２３－２７９０

一般問い合わせ（Go Toイート千葉県事務局）　TEL０５７０－０５２－１２０

ディスカバー千葉に関すること（５②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課　TEL０４３－２２３－２４８４

一般問い合わせ（一般コールセンター）　TEL０５７０－０５４－３８９